２０２６年2月１４日

令３－１６

肢１

甲には，放火予備成立しない。現住建造物以外の放火に関して予備罪はない。

１０８，１０９条１項。刑が重いことが想定。

肢２

延焼罪，自己から他人。結果的加重犯。延焼の認識不要。

肢３

公共の危険の認識は不要。客観的処罰条件。

毀棄罪との区別の問題意識がある。「よって」とある，認識不要。

肢４

延焼の危険。住居を燃やそうとして，１メートルしか離れていない木造倉庫を焼損させている。住居に対する現実的に危険な行為をしている。１０８条未遂成立。

肢５

殺害した以上は，現住性が失われる。人もいない。なお，犯人は含まれない。

非現住建造物等放火罪となる。

令３－１７

肢１

「急迫」というには，法益の侵害が現に存在していることは要しない。

差し迫っていても，対応の必要性はある。

肢２

「やむを得ずにした行為」，行為の相当性が必要。結果の相当性は不要。

不正をした相手方に対して，とっさの判断で結果の相当性まで要求するのは酷。

肢３

正当防衛成立には，客観的に急迫不正の侵害必要，ないのに行った場合は，誤想防衛。

これが成立すると，責任故意が阻却される。違法性阻却事由の錯誤。

違法性の意識の可能性がなくなる。

肢４

「権利」，国家的法益，社会的法益も，これに含まれる。

文理上はあたらないと思えるが，社会通念上相当な行為として防衛する行為を認めるべきである。

肢５

「不正の侵害」，可罰的な行為であることは要しない。

不正は違法。

違法性あれば可罰的が原則だが，例外的に責任が阻却されるようなケースも考えられる。

令３－１８

肢１
　事後強盗致傷罪が成立する。

　事後強盗罪も強盗に含まれる。その強盗が傷害の結果を発生させているから。
　強盗致傷罪成立。

　１つの個人法益に向けられている。一連の行為として評価する

肢２
　反抗抑圧する程度の暴行脅迫は必要。強盗罪の同程度の暴行脅迫が必要。
　最狭義の暴行

　暴行罪の暴行とは別

肢３
　事後強盗に予備罪が成立するか。事後強盗罪も強盗として論ずる以上，成立。
　条文の位置や，本来不可罰の窃盗の予備を処罰するのはという問題意識はあるが，法益保護の必要性から，強盗が確定的でない場合，事後強盗の目的であっても成立。

肢４
　事後強盗罪，逮捕を免れるため，財物の取返しを防ぐこと，罪所を隠滅するなどの目的が必要。本件の場合は，そのような目的はない。通常の強盗。居直り強盗

肢５
　窃盗の機会は，いったん終了。まったく別の機会。窃盗の身分はない。
　事後強盗罪成立しない。真正身分犯

令３－１９

肢ア

緊急避難成立，現在でないが，危険が差し迫っている場合も含むと理解すべき

肢イ

逃走することも，やむを得ない。そこで，正対正として，緊急避難とならないか
社会通念上相当ではない。

現在の危難にあたらないというべき。適法な逮捕であれば，原因ある。

肢ウ

違法な行為でも現在の危難にあたる。なお，正当防衛の場合，防衛行為が必要。
自己使用しているので緊急避難の問題

肢エ

やむを得ずした行為，補充性まで要求される。緊急避難の場合，正対正だから。
他の方法があれば，そちらを取るべき。

肢オ

法益の均衡いることが必要。
財産上の価値から見ても，犬の方が，価値がある。
その他の要件満たす。

令３－２０

肢ア

正当防衛，過剰防衛が成立する余地はある。因縁をつけているが，それで手を出していいということにはならない。違法となりうる。それに対する対応，正当防衛，過剰防衛成立しうる。

肢イ

共謀が成立していなくても，同時犯の特例が適用される。

これがないと，因果関係があきらかでないということで，互いに暴行罪しか負わないこととなり問題である。

肢ウ

建造物損壊罪成立。工具で取り外せる場合，建物への影響は小さい。簡単に交換するだけで済むから。器物損壊罪か。

しかし，不都合，法的安定性が害される。法益保護の必要性あり。

また，取り外せるか否かで成立する犯罪が変わるのも不安定。一律に取り扱うべき。

建物損壊罪。法益侵害あり。取り外せる点は，量刑で考慮。

肢エ

予期していても，準備の段階で，積極的加害意思までなければ，急迫性は失われない。

準備していただけで，一切，正当防衛，過剰防衛にならないとすると，防衛した者に酷である。気づかないでほったらかしにしていた人が救われるのは不合理。

肢オ

犯人隠避罪，法益侵害があるか。国家の刑事作用を害している。

犯人特定を積極的に妨害しているので。犯人隠避罪となる。

隠避は，場所を提供する以外の方法。

本来の用語の意味とは異なるが，拡大解釈で広くする。

予備令３－５

①ｂ心理学的要素

ここは，不明でもよい。Ｂの第２発言に，ヒントがある。
　生物学的要素である精神障害の有無。精神科医ならそれはわかる。
　心理への影響はわからないのではという推定ができる。

②ｃ又は

　責任能力の定義，行動制御能力かつ事理弁識能力。
　いずれか，一方を欠くときが心神喪失。

　したがって，「又は」が入る。

この時点で肢３，４となる。

③e 臨床精神医学の本文
　判例はそう考えていないからということだが，無理に入れない方がよい。

④ｇ
　肢３，４争いない。尊重するのはわかる

⑤ｊ法律判断
　裁判所の専権事項は，法律判断。法律の専門家

　肢３が正解となる。
　わかりにくい肢は保留して判断するのがポイント。